

議会における個人情報保護制度の見直しについて

1 現状

現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに、個人情報保護法（民間事業者）、行政機関個人情報保護法（国の行政機関）、独立行政法人等個人情報保護法（独立行政法人等）の3本の法律が定められているとともに、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められている。

県議会は、「神奈川県議会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程」を定め、神奈川県個人情報保護条例の施行に関し、神奈川県議会における個人情報の保護について必要な事項を定めている。

2 経緯

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となりうること等から、現行法制の不均衡・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われた。

3 見直しの概要

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合された。これにより、国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定され、また、国の個人情報保護委員会がこれらの機関等を監視することとされた。

4 議会としての対応

地方公共団体の執行機関には今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなるが、地方議会は、国会と同様、改正法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされている。

このため、個人情報保護法の改正規定の施行（地方公共団体関係は公布から2年以内（令和5年5月））までに、議会における個人情報保護に関する条例の制定等、議会として、適切な対応を図る必要がある。

現在、全国都道府県議会議長会では、各議会が個人情報保護条例案を作成する際に参考となる条例のイメージ及びその関連資料等を、令和3年度末以降、順次、提供できるよう、総務省、個人情報保護委員会と意見交換を行っている。

本県議会においても、全国都道府県議会議長会の条例のイメージや各都道府県議会の動向等を踏まえながら、個人情報保護制度の見直しを進めていく。